

議 案 目 次（その3）

議案第8号	令和8年10月1日から同年10月31日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例について…………… P	1
議案第9号	令和8年10月1日から同年10月31日までの間における教育長の給料の減額に関する条例について…………… P	3

議案第 8 号

令和 8 年 1 0 月 1 日から同年 1 0 月 3 1 日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について

令和 8 年 1 0 月 1 日から同年 1 0 月 3 1 日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例を、次のように定める。

令和 8 年 9 月 9 日提出

江差町長 照井 誉之介

令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの間における町長及び副町長の給料の
減額に関する条例

令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの間における町長及び副町長の給料月額、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和４０年条例第１８号）附則第４項の規定にかかわらず、同項に規定する額から１０パーセントに当たる額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

令和 8 年 1 0 月 1 日から同年 1 0 月 3 1 日までの間における教育長の給料の減額に
関する条例の制定について

令和 8 年 1 0 月 1 日から同年 1 0 月 3 1 日までの間における教育長の給料の減額に関する条例を、
次のように定める。

令和 8 年 9 月 9 日提出

江差町長 照井 誉之介

令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの間における教育長の給料の減額に
関する条例

令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの間における教育長の給料月額、江差町教育委員会
教育長の給与等に関する条例（昭和４３年条例第２２号）附則第３項の規定にかかわらず、同項に規定
する額から１０パーセントに当たる額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

